

# 組合員・利用者様への現金お届けにかかる 今後の対応について

J A東京みなみでは、組合員・ご利用者様の利便性向上を目指し、払戻請求書等のお預かりにより、現金をお届けしておりましたが、今般、行政より「不祥事件を未然に防止するための措置」が強く求められていることから、下記のとおり、対応することと致しましたので、ご案内申し上げます。

令和5年7月24日

## 記

J Aが組合員・ご利用者様から払戻請求書等をお預かりし、現金をお届けする際は、令和5年8月1日から、以下の方法により対応させていただきます。

- ① 払戻請求書等をお預かりしたJ A職員以外からの電話連絡により、現金出金の意思確認をさせていただきます。
- ② 電話連絡が取れない場合は、J A職員複数名により現金をお届けさせていただきます。

以上